

地方単独事業（ソフト）の分析 — 平成29年度歳出小区分決算額調査をもとに —

星 野 菜穂子[†]

はじめに

地方単独事業（ソフト）とは、「一般的には、地方公共団体が行政需要を満たすため、国から補助を受けることなく独自の経費で実施する事業のうち、給与関係経費、投資的経費、公債費、公営企業繰出金等に当たらないものをいう」⁽¹⁾。地方財政計画においては、地方単独事業（ソフト）を実施するため「一般行政経費（補助負担を伴わないもの）」（以下、一行単独）が計上されている。この地方単独事業（ソフト）（以下、地方単独ソフト）は、投資的経費の単独事業に比べ研究が十分でない。これまでの同分野の先行研究は、星野（2020）で整理したように、社会保障関係を中心に、乳幼児医療費助成等をはじめ個別事業においては市町村の相互参照行動を析出するものや、地方単独事業の決算統計を扱うものについても地方政治要因や財政力との相関を指摘するものなど、地方単独事業の分権的ないし裁量的な性格を前提とする研究が多い。他方、日本の地方単独ソフトについては日本の地方財政システムにおける位置づけも重要な論点といえる。本稿では、決算統計にもとづき地方単独ソフトの市町村の実態を整理するとともに、財源保障の観点からの検討を試み、日本の政府間財政関係における地方単独ソフトについて考察を行う。

具体的には、経済財政諮問会議における「見える化」議論を受けて実施された、平成29（2017）年度地方単独事業（ソフト）歳出小区分決算調査をもとに地方単独ソフトの実態を整理する。さらに財源保障の観点から市町村の地方単独ソフトと留保財源率との関係を中心に分析する。同調査は、はじめて地方単独ソフトを歳出小区分の詳細なレベルで網羅的に全国調査したものであり、これまで把握の難しかった地方単独ソフトの実態を知る上

[†] 本稿は個人的見解にもとづくものであり所属する組織の見解を示すものではない。本稿作成にあたっては、税財政研究会メンバーである埼玉大学宮崎雅人先生より貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げます。但し本稿に残された誤りはすべて筆者の責に帰するものである。

(1) 総務省（2019）。

で大変貴重な統計調査である。そのため単年度ではあるが同調査を用いた分析を行う⁽²⁾。本稿の構成は、第1節で日本の財源保障システムを概観し、そのなかに単独事業を位置づけた上で、第2節において地方単独ソフトの決算統計にもとづく実態把握と分析を行う。最後に、分析結果から得られた示唆を検討する。

1. 日本の財源保障システム

日本の財源保障システムは、法律上は以下のように整理されている⁽³⁾。①事務の処理を義務付ける場合の財源措置義務として、地方自治法第232条第2項（経費の支弁等）、地方財政法第13条（新たな事務に伴う財源措置）がある。②地方行政の計画的な運営のための財源保障として、地方交付税法第1条において地方行政の計画的運営を保障し、地方交付税法第3条において、「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律またはこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」とされる。③国庫負担事業の地方負担の財源保障については、地方財政法第11条の2において、地方公共団体が負担すべき経費は地方交付税算定の基準財政需要額への算入が定められている。

他方、制度運営からは、マクロとミクロの財源保障がある。マクロの財源保障とは、地方財政全体の財源確保を意味し、地方財政計画の歳出にもとづく財源不足額が地方交付税総額（一般財源等）をつうじて確保されることである。ミクロの財源保障とは、各個別団体について基準財政需要額の算定をつうじて地方交付税（一般財源等）の確保がなされることである。

地方交付税の総額は、税収の一定割合等を基本としつつも地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定される。個々の団体への交付額は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引くことで決められる。地方財政計画においては、基準財政需要額は地方財政計画の歳出中の一般財源対応分が算入される。そのため基準財政需要額は普通交付税と基準財政収入額によって規定されることになる。なお地方財政計画歳出の一般財源対応分はすべて基準財政需要額となるわけではない。一

(2) その後の制度変更、例えば国保の都道府県化等は反映していない。また同調査は毎年実施はされているが調査方法は地方自治体の負担軽減を考慮し変更されている。

(3) 地方交付税制度研究会編「地方交付税のあらまし」など。

般財源対応分は基準財政需要額を上回り、その差額分については不交付団体財源超過額、留保財源、特別交付税が対応する分となる。

地方財政計画において地方交付税により財源保障される歳出水準は国の定める行政水準にもとづくが、地方単独ソフトについても「決算の動向も踏まえながら、国の経済政策や予算編成方針とも整合性をとりつつ計上」される⁽⁴⁾。地方単独ソフトには戸籍、住民基本台帳、消防、警察、高等学校等といった、国が法令で義務づけているもの、実施体制の標準などを定めているものが多くあり、公立保育所のように補助対象であったものを一般財源化したものもある。そのため単独事業は地方財政計画に計上しておく必要がある。一方、地方単独ソフトは、地方団体においてさまざまに実施されており、それらが地方議会の議決を経て予算計上されたものであることを踏まえると、国が改めてチェックを行うことは相応しくなく、地方単独ソフトに相当する地方財政計画の一行単独は「枠」として計上されることになっている。

実際の地方財政計画一行単独をみると（図1）、規模では2021年度14.82兆円と投資的経費の単独事業（同年度6.21兆円）を上回っている。近年の動きは、一般行政経費（補助・国保・後期高齢者関連）は社会保障経費の急速な増加を反映し伸びている一方、一行単独は2020年度に増加がみられるもののほぼ横ばいで推移している。ただし一般行政経費には、2014年度に地域の元気創造事業費、2015年度以降はまち・ひと・しごと創生事業費、2020年度には地域社会再生事業費、2021年度は地域デジタル社会推進費が加わっている。これらは普通交付税の一定の臨時費目における算定⁽⁵⁾（以下、枠算定）に振り替わることから地方単独ソフトの財源保障のあり方として注目されるところである。

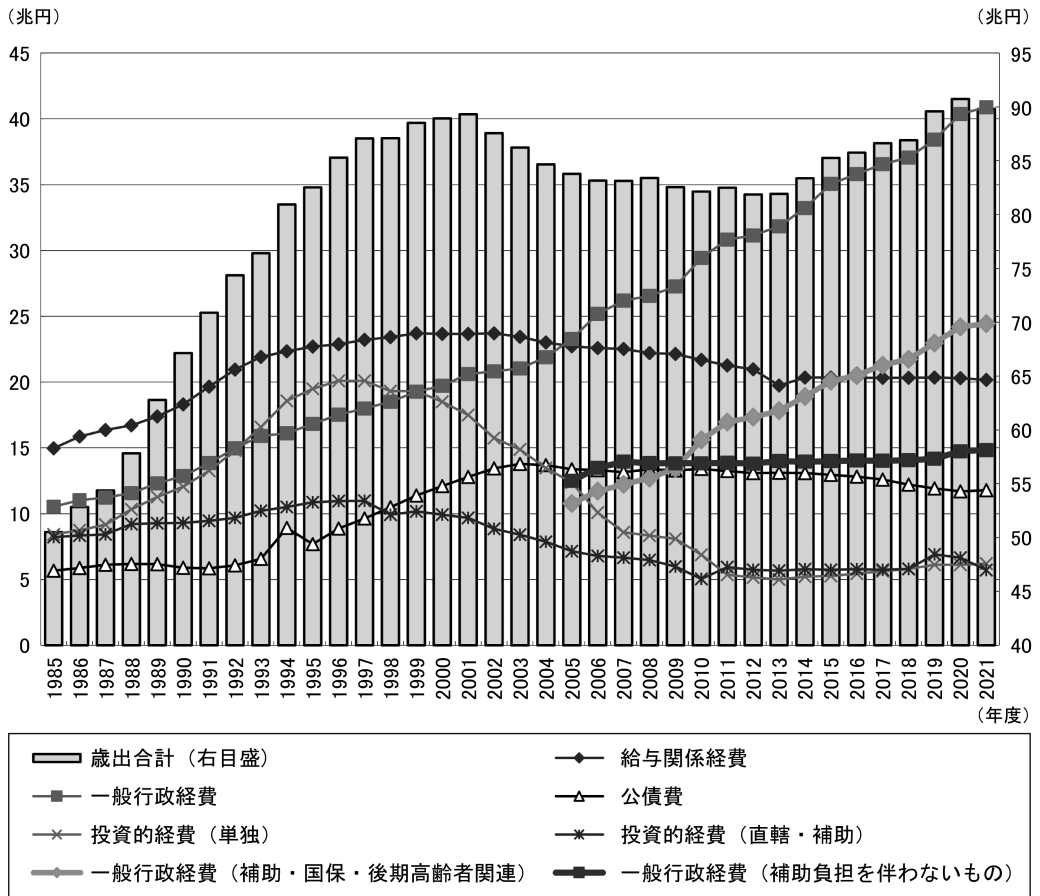
さて基準財政需要額は地方財政計画の歳出に財源充当されることになるが、地方財政法第11条の2の規定により、生活保護をはじめとする国庫負担金の地方負担分については需要額算入が義務づけられている。一方、地方単独事業については「ナショナルミニマムはもとより、地域の独自施策に使う財源についても、標準的な経費として地方財政計画への計上と交付税の基準財政需要額の算定を通じての一定の財源保障が必要」⁽⁶⁾とはされるものの、義務づけのある経費が100%算入されるのに対し非義務的経費や地方単独事業

(4) 黒田（2018）。以下、説明は同著による。

(5) 2021年度では「地域の元気創造事業費」「人口減少等特別対策事業費」「地域社会再生事業費」「地域デジタル社会推進費」。

(6) 黒田（2018）、p. 79。地方団体の裁量的な単独事業としてまちづくりの事例がとりあげられている。

図1 地方財政計画歳出内訳の推移



(出所) 総務省「地方団体の歳入歳出総額の見込額」各年度より作成。

等弾力性のある経費は算入率を低くすることにより全体が調整されている。地方単独事業にあっては、需要額への算入率が低いものや留保財源で賄われるものなど経費の性格に応じて財源保障の対応が異なっている。基準財政需要額に算入されなかった財政需要のうち、普通交付税では技術的に算定できないため特別交付税によって措置されるものもある。

すなわち、一般財源充当の財政需要のうち、基準財政需要額、留保財源、特別交付税、いずれで対応されるかについては、算入率も含め、普通交付税と基準財政収入額の歳入要因に規定されるとともに国側が経費の性格を判断し決めているということである。

2. 地方単独事業（ソフト）決算の分析

2.1 概況

地方単独ソフトに係る決算統計は近年整備されてきている⁽⁷⁾。詳しい経緯や内容は別稿に譲るが⁽⁸⁾、本稿で用いる総務省「地方単独事業（ソフト）」歳出小区分別決算額は、経済財政諮問会議における「見える化」の要請をうけて2017年度決算分から実施されている調査である⁽⁹⁾。ただし、同決算額は、一般行政経費と同一であり⁽¹⁰⁾、歳出小区分を除き合計額は「地方財政状況調査」90表から作成することも可能である。

決算統計の計上にあたっては、A「市町村が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費」およびB「市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費」が計上されることになっており、Aにおいて独自施策、法的義務付けはあるが単独として実施されるもの、一般財源化等、Bにおいて超過負担、上乘せ・横出し等、多様な単独事業が含まれることになる。

2017（平成29）年度の地方単独ソフト決算額は、都道府県12.42兆円、政令指定都市2.99兆円、市区町村12.26兆円、一組・広域等0.46兆円、単純合計28.15兆円、純計21.27兆円と公表されている。純計額は地方財政計画上の一行単独14.02兆円を上回っている。近年の地方単独ソフトの推移（市区町村）は、総務省「地方財政状況調査」90表の決算を用いてみると図2のとおりである。同図によれば、2008年度以降の市区町村の地方単独ソフトは特別区を除いたものでも緩やかに増加し、とくに社会保障関係の割合が上昇しており、教育関係も含めてみると5割超となっている。単独事業は、いわ

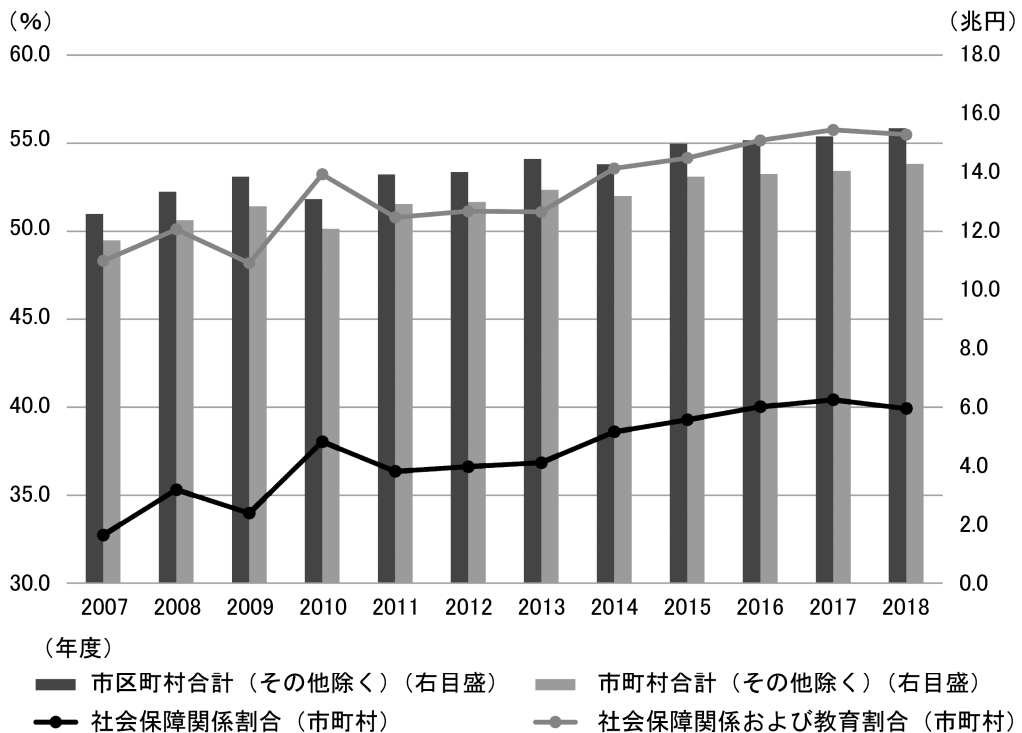
(7) 総務省「地方財政状況調査」90表、総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」様式1、総務省「地方単独事業（ソフト）」歳出小区分別決算額などがある。総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」（以下、社保費）は、消費税率引き上げ時の国と地方の税収配分に伴い導入された調査であるが、現在、国立社会保障・人口問題研究所が社会保障費用統計作成の際の社会保障関係の地方単独事業のベースとして活用している。

(8) 星野（2020）を参照のこと。

(9) 2018年度からは地方団体の負担軽減の観点から調査方法が変更されている。

(10) 地方単独事業の決算額－（人件費＋物件費のうち備品購入費及び地方債発行手数料＋維持補修費＋補助費等のうち公営企業繰出金＋普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費＋公債費＋積立金＋繰出金のうち公営企業繰出金）。

図2 地方単独ソフト決算の推移



(注1) その他については除いたベース。

(注2) 社会保障関係は民生費および衛生費（環境関係を除く）の合計額。

(出所) 総務省「地方財政状況調査」90表により作成。

ゆる対人社会サービスが増えていく傾向にある。

2.2 2017（平成29）年度歳出小区分決算調査

ここからは主に2017（平成29）年度歳出小区分別決算額に注目してみていく。同調査は以下の特徴がある。1）範囲は一般行政経費であること、2）純計額もあること、3）歳出小区分の設定（371区分）があり、団体によって異なる歳出大区分・中区分・小区分に計上しているものについては、実態に対応して複数区分が設定されていること、4）小区分は社保費1～192項目とも対応関係にあるが、歳出小区分は社会保障経費に限定されているわけではなく、歳出大区分、中区分すべてに設定されている。なお5）小区分項目ごとに根拠法も記載されている。

同調査区分は国立社会保障・人口問題研究所が社会保障費用統計の基礎調査としている社保費調査と対応関係がある上、歳出小区分の分類は交付税算定のそれとは異なるものの各事業に近く、財源保障の観点からのアプローチが大区分・中区分に比べ相対的には容易となる⁽¹¹⁾。

同調査にもとづき地方単独ソフトの状況を概観しておく。なお決算統計では一般行政経費として扱われるため以下、同費として記載する。まず類似団体別の一行単独の標準財政規模比（%）をみる。表1-1のとおり、都市と比べ町村のほうが標準財政規模比平均で高くなっている。また町村で最大値が200%を超える団体もあるが、一部ふるさと納税の高額受け入れ団体が該当している。

類似団体別に一行単独の項目別シェアをみたのが表1-2である。同表によれば一行単独の項目別シェアはグループで異なっているが、民生費・衛生費（環境関連除く）がいずれのグループでももっとも多い。教育・文化関連も一定程度多い。これらを併せて‘対人社会サービス’とみれば、都市ほど対人社会サービスのシェアが大きくなるものの、いずれのグループでも単独事業は対人社会サービスのシェアは高い。

さらに社保費項目に則ったシェアで社保費全体に占める各項目のシェアをみたのが表1-3である。特別区を除くいずれのグループでも「医療」のシェアがもっとも高く、次いで「子ども子育て」であるが、町村人口1万未満では「介護高齢者福祉」が次ぐ。各項目のシェアはとくに都市と町村で異なっており、社会保障関係のニーズが一律ではないことも示唆されている。ただし本調査が2017年度決算分のものであり、国保の都道

表1-1 類似団体別一行単独の標準財政規模比（%）（2017年度）

	平均	標準偏差	団体数	中央値	最大値	最小値
政令指定都市	42.6	7.7	19	41.1	57.7	30.0
中核市	45.9	8.2	48	44.6	72.5	33.8
施行時特例市	47.1	6.9	36	46.4	63.8	33.8
中都市	51.9	10.4	156	49.5	123.5	34.3
小都市	50.3	9.0	531	50.0	85.5	20.1
町村人口1万以上	55.0	14.5	418	53.0	227.8	33.4
町村人口1万未満	58.4	22.7	509	53.4	266.7	30.3
計	53.7	16.0	1,717	51.5	266.7	20.1

(注) 政令市は20団体あるが地方単独ソフトの調査対象は19団体のため、当該19団体で集計。

(出所) 総務省「地方単独事業（ソフト）歳出小区分決算額」平成29年度より作成。

(11) ただし先述のとおり、地方単独ソフト決算は一行単独のため、社保費調査と分類は同じでも決算額は同一とならない。

表 1-2 類似団体別一行単独の項目別シェア (%)

	政令市	特別区	中核市	特例市	中都市	小都市	町村人口 1万以上	町村人口 1万未満
民生費・衛生費（環境 関連除く）	40.5	53.6	43.6	42.9	41.9	37.2	33.7	27.7
衛生費（環境関連）	6.7	8.4	9.7	9.7	11.6	12.1	12.1	10.1
労働関連	0.3	0.3	0.4	0.8	0.7	0.5	0.2	0.2
農林水産関連	0.4	0.1	1.0	1.0	1.2	2.5	3.7	6.5
消費者・商工関連	18.1	2.7	8.3	7.0	5.8	5.8	4.4	6.0
土木・住宅・交通関連	8.8	6.1	7.3	6.8	5.9	5.5	4.7	4.7
消防・防災関連	1.1	0.6	3.4	3.8	5.4	7.7	10.1	10.3
教育・文化関連	14.7	17.6	16.4	17.1	16.2	15.5	15.0	13.2
総務等	9.3	10.5	9.9	10.9	11.4	13.2	16.0	21.5

(注) 上記区分は以下の番号に対応。民生費・衛生費（環境関連除く）は1～152、157～207、218、220～237、衛生費（環境関連）は153～156、208～217、219、労働関連は244～255、農林水産関連は256～287、消費者・商工関連は288～308、土木・住宅・交通関連は309～336、消防・防災関連は338～348、教育・文化関連は349～403、総務等は406～456。

(出所) 総務省「地方単独事業（ソフト）歳出小区分決算額」平成29年度より作成。

表 1-3 社保費項目に則った類型化シェア (%) 社保費に占める割合

	政令市	特別区	中核市	特例市	中都市	小都市	町村人口 1万以上	町村人口 1万未満
総合福祉	5.2	4.0	5.3	5.6	7.2	9.1	10.5	15.6
医療	53.6	33.0	54.8	55.2	50.9	51.4	50.3	44.4
介護高齢者福祉	12.1	10.9	11.6	9.8	11.31	14.7	16.5	21.2
子ども子育て	20.3	38.3	21.3	22.5	23.1	19.2	18.7	14.6
障害者福祉	6.3	9.4	3.7	4.5	4.6	2.7	2.7	2.4
就労促進	0.3	0.3	0.6	0.7	0.8	0.5	0.3	0.2
貧困格差等	2.2	4.2	2.6	1.8	2.1	2.5	1.0	1.6

(注1) 総合福祉に交通政策、地域協働を含めた。

(注2) 一行単独のため人件費等が除かれる点において社保費とは異なる。

(出所) 総務省「地方単独事業（ソフト）歳出小区分決算額」平成29年度より作成。

府県単位化などそれ以降の制度変更は反映していない。

また表 1-4 は類似団体別で性質別シェアをみたものである。社保費全体でみると扶助費割合は都市部ほど高く町村部ほど低い。これは扶助費割合の低い総合福祉や介護高齢者福祉が町村部で相対的にシェアが高い影響が出たものではあるが、医療でみても扶助費割合の都市部と町村部の差はある。すなわち公共サービスの供給形態が異なることを示しているといえる。

表 1 - 4 類似団体別社保費項目別性質別シェア (%)

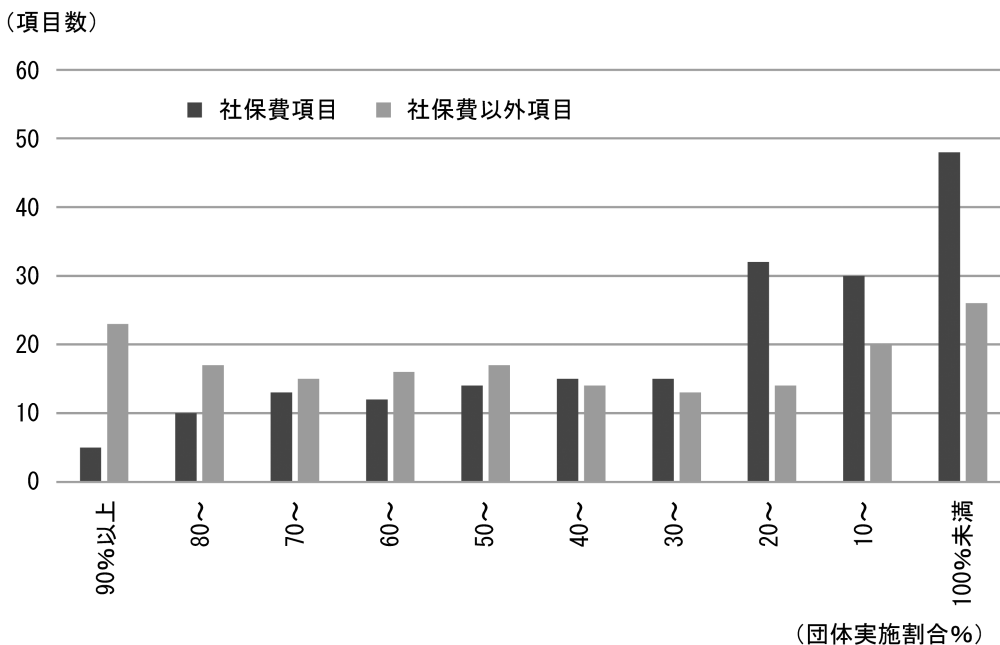
	政令市	特別区	中核市	特例市	中都市	小都市	町村人口 1万以上	町村人口 1万未満
	社保費全体							
物件費	21.3	24.3	21.7	24.1	22.9	21.8	24.3	26.7
扶助費	30.3	41.0	31.7	33.2	29.9	26.9	23.7	16.5
補助費等	15.0	11.6	14.4	14.0	15.4	15.6	16.5	22.1
投資出資金	0.7	0.0	0.5	0.6	1.3	1.4	1.1	0.8
貸付金	3.6	0.3	1.0	0.6	1.9	0.7	0.8	0.6
繰出金	29.1	22.7	30.7	27.4	28.6	33.6	33.6	33.4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	総合福祉 (交通政策、地域協働含む)							
物件費	27.7	23.0	30.7	37.0	35.2	29.4	33.9	31.0
扶助費	1.1	7.2	0.8	3.8	3.6	1.9	2.2	2.2
補助費等	43.1	41.6	58.9	58.7	52.3	60.6	58.2	59.7
投資出資金	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貸付金	25.7	0.3	0.7	0.0	0.1	0.5	0.1	0.4
繰出金	2.3	28.0	8.8	0.5	8.8	7.6	5.6	6.7
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	医 療							
物件費	20.4	29.3	22.0	22.9	21.8	19.0	19.5	20.0
扶助費	24.0	20.2	25.4	27.8	23.4	22.7	22.3	13.6
補助費等	8.0	2.0	5.9	7.8	6.9	7.5	8.0	13.9
投資出資金	1.3	0.0	1.0	1.1	2.5	2.7	2.1	1.8
貸付金	3.5	0.3	1.1	0.7	2.8	0.8	1.5	0.9
繰出金	42.8	48.2	44.6	39.7	42.5	47.2	46.6	49.8
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	介護高齢者福祉							
物件費	11.7	25.6	14.9	16.7	14.6	11.8	12.8	18.9
扶助費	17.1	15.2	20.3	17.5	17.6	20.0	14.6	18.4
補助費等	20.2	7.5	15.8	8.9	12.6	10.4	15.0	15.2
投資出資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貸付金	0.8	0.9	0.1	0.9	0.4	0.2	0.0	0.2
繰出金	50.2	50.8	48.8	55.9	54.8	57.5	57.5	47.2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	子ども子育て							
物件費	24.4	20.8	20.3	26.5	25.4	31.9	39.8	51.0
扶助費	58.7	63.8	61.2	56.4	55.0	55.0	45.9	35.8
補助費等	15.4	15.4	17.5	17.0	19.2	12.9	14.3	13.0
投資出資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
貸付金	1.5	0.0	0.9	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0
繰出金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	障害者福祉							
物件費	26.7	24.8	27.2	21.6	23.7	29.4	32.2	37.3
扶助費	44.5	60.1	54.4	59.9	55.6	47.2	39.1	25.2
補助費等	28.6	15.1	18.3	18.5	20.7	22.9	27.9	37.1
投資出資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
貸付金	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
繰出金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.8	0.2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 総務省「地方単独事業(ソフト)歳出小区分決算額」平成29年度より作成。

次に実施団体割合の観点から地方単独ソフトをみてる。地方単独事業（ソフト）歳出小区分決算額では歳出小区分が371あるが、このうち公債費と諸支出金等を除く369項目がどの程度の団体で実施されている事業であるかをみたものである。複数計上項目もあるなど必ずしも十分な整合性が保たれていない面もあるが、この点は考慮せず実施団体（ゼロでない団体）割合別に項目数をみた（図3）。

図3にみられるとおり、各項目別の事業がすべての団体で実施されているわけではない。多くの団体で実施されており普遍的な事業とみられる項目もあれば、実施団体は10%に満たない項目もある。歳出小区分の区分方法による面もあろうが、社保費項目で実施団体割合が低い項目が多い傾向がみられる。例えば社保費で「就労促進」や「貧困格差等」に分類される項目では、「貧困格差等」では最大でも5割超、「就労促進」では最大で3割超の団体実施率となっている。しかし当該団体においては重要なサービスである可能性は高く、とくに近年の経済社会情勢の変化を踏まえれば軽視されるサービスではない。単独事業の社会保障関係のサービスは供給形態とともに多様であることを示すものともいえる。

図3 実施団体割合別項目数



(出所) 総務省「地方単独事業（ソフト）歳出小区分決算額」平成29年度より作成。

2.3 地方単独事業（ソフト）の計量分析

本節では、地方単独事業（ソフト）について財源措置の観点から分析を試みる。安藤（2017）では、自治体の財政力が地方単独事業の水準に与える影響を検証している。その結果、地方単独事業費（一般行政経費分）の水準や子どもの医療費助成の水準に対しては正の効果があるが、準要保護児童の就学援助基準に対しては影響がみられないことから、財政力の影響が地方単独事業の自治体間格差に繋がっている一方、その影響は単独事業の制度的位置づけによって異なることを示唆するとしている。ここではその制度的位置づけ、すなわち単独事業の財源措置の違いによる多様性に着目し、地方単独ソフトと留保財源との関係についての簡単な回帰分析を行う。

単独事業を実施するための自治体独自の財源確保策はあるが⁽¹²⁾、マクロの財源保障からは、1節で述べたとおり、大きく基準財政需要額、留保財源、特別交付税での対応に分かれる。当該の地方単独ソフト事業が、義務付けが弱く留保財源対応、あるいは基準財政需要額へ算入されたとしても算入率が低い場合は、留保財源の多寡に応じ、自治体間に差が生じることが推察される。他方、地方単独ソフトであっても1) 基準財政需要額に多く算入されている、2) 特別交付税措置等の財政措置が講じられている、また3) 留保財源対応であったとしても各団体の財政需要（ニーズ）が留保財源の多寡と対応していない場合には、留保財源の影響が減じられることが考えられる。1) 2) は留保財源対応以外の財源保障が行われているということである。

以下では、地方単独ソフトの各事業を被説明変数とし、説明変数に留保財源率（留保財源／標準財政規模）を用いる回帰分析を行った。地方単独ソフトは、通常、義務付けの弱いものが想定され、この場合、留保財源率の符号は正となることが予想される。このほかの説明変数は、経済社会構造を表すものとして人口密度（百人／km²）、15歳未満人口比率、65歳以上人口比率⁽¹³⁾、このほか東京都ダミー、政令市ダミー、町村ダミーを用いた。また、留保財源の格差を補う措置として、基準財政需要額の枠算定、性格は異なるが「ふるさと納税」などが考えられることから⁽¹⁴⁾、統計入手が可能である基準

(12) 市町村の場合、県単独補助、財政調整基金取崩、独自課税、経費によっては使用料・手数料などがある。

(13) 障害者福祉では15歳未満人口比率と65歳以上人口比率は除いた。

(14) 他にも過疎債ソフトがあるが、データ入手の都合上ここでは扱わない。

財政需要額の枠算定（枠算定／基準財政需要額（含む臨財債）、％）、ふるさと納税ダミー⁽¹⁵⁾、を説明変数に加える。なお財源保障の観点から考察することとしたため、分析対象は外れ値⁽¹⁶⁾を除く交付団体1,631団体とした。

（1） 一行単独、総合福祉、医療、介護高齢者福祉、子ども子育て、障害者福祉

分析にあたっては、地方単独ソフトが、前節でみたように社会保障関係の割合が高く社会保障関係で重要な役割を担っていることが推察されることから、まず被説明変数を一行単独、社保費に則った区分の事業とした。すなわち総合福祉（交通政策、地域協働含む、以下断りがなくとも同）、医療、介護高齢者福祉、子ども子育て、障害者福祉、それらを合計した社保費である⁽¹⁷⁾。これらを対象に既述の説明変数で回帰分析を行った。分析結果は回帰分析結果（1）のとおりである。

基本統計量（1）

	平均	標準偏差	最小値	最大値
被説明変数				
一行単独（標準財政規模比、％、以下同）	53.29	15.66	20.09	266.72
総合福祉（交通政策、地域協働含む）	2.04	1.42	0.00	12.99
医療	9.31	3.77	0.71	30.68
介護高齢者福祉	3.14	2.20	0.00	18.54
子ども子育て	3.66	2.25	0.19	24.92
障害者福祉	0.52	0.67	0.00	11.00
社保費	19.11	5.57	5.04	54.55
説明変数				
留保財源率（標準財政規模比、％）	11.44	5.28	0.28	26.92
人口密度（百人／km ² ）	7.58	16.04	0.02	141.41
15歳未満人口比率（％）	11.46	2.48	2.50	23.44
65歳以上人口比率（％）	33.31	6.91	14.84	61.50
東京都ダミー	0.02	0.13	0.00	1.00
政令市ダミー	0.01	0.10	0.00	1.00
町村ダミー	0.55	0.50	0.00	1.00
ふるさと納税ダミー	0.01	0.08	0.00	1.00
枠算定（基準財政需要額＋臨財債比、％）	5.28	3.08	0.79	22.65

（注） 団体数は外れ値を除く交付団体1,631団体。

（15） ふるさと納税ダミーは平成29年度受入額の多い上位10団体（泉佐野市、都農町、都城市、みやき町、上峰町、湯浅町、唐津市、根室市、奈半利町、藤枝市）。

（16） 福島県富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、飯舘村、葛尾村、三重県桑名市、福岡県芦屋町の8団体除外。

（17） ただしここでの社保費は一行単独であるため「社会保障施策に要する経費に関する調査」の決算額とは異なっている。

回帰分析結果(1)

	一行単独	総合福祉 (交通政策、 地域協働 含む)	医療	介護高齢者 福祉	子ども 子育て	障害者福祉	社保費
留保財源率	0.341*** (3.38)	0.015 (1.40)	0.148*** (5.56)	-0.023 (-1.38)	0.086*** (6.16)	0.020*** (4.90)	0.237*** (6.26)
人口密度	-0.091*** (-3.75)	-0.006** (-2.30)	0.034*** (5.26)	-0.011*** (-2.79)	0.024*** (7.07)	0.008*** (7.79)	0.052*** (5.67)
15歳未満人口比率	0.346 (1.29)	0.033 (1.18)	0.079 (1.12)	0.151*** (3.41)	0.099*** (2.65)		0.360*** (3.58)
65歳以上人口比率	-0.186 (-1.63)	0.033*** (2.74)	-0.027 (-0.88)	0.068*** (3.62)	-0.022 (-1.37)		0.056 (1.31)
東京都ダミー	26.544*** (10.35)	0.699*** (2.59)	0.805 (1.19)	2.456*** (5.78)	4.983*** (14.02)	1.631*** (13.96)	10.913*** (11.31)
ふるさと納税ダミー	83.395*** (20.41)	1.150*** (2.68)	1.229 (1.14)	0.792 (1.17)	-0.414 (-0.73)	-0.241 (-1.29)	2.330 (1.52)
政令市ダミー	-2.486 (-0.79)	-0.109 (-0.33)	-1.983** (-2.39)	0.232 (0.45)	-1.510*** (-3.47)	0.157 (1.10)	-3.382*** (-2.86)
町村ダミー	3.390*** (4.00)	0.314*** (3.53)	-0.593*** (-2.65)	0.039 (0.27)	0.214* (1.82)	0.045 (1.17)	-0.343 (-1.08)
枠算定割合	1.630*** (10.70)	0.072*** (4.51)	-0.044 (-1.08)	0.038 (1.51)	-0.116*** (-5.49)	0.001 (0.08)	-0.054 (-0.93)
定数項	40.914*** (5.72)	-0.133 (-0.18)	7.892*** (4.18)	-0.790 (-0.67)	2.520** (2.54)	0.173** (2.37)	10.296*** (3.83)
N	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
r ²	0.328	0.098	0.191	0.067	0.376	0.227	0.249
r ² _a	0.324	0.093	0.186	0.062	0.372	0.223	0.245

() は t 値。***は 1% 有意水準、**は 5%、*は 10%。

- 1) 留保財源率は、「一行単独」、「医療」、「子ども子育て」、「障害者福祉」、「社保費」については正に有意であるが、「総合福祉」は正だが有意でなく「介護高齢者福祉」は負で有意でない。
- 2) 人口密度は、「医療」、「子ども子育て」、「障害者福祉」、「社保費」は正に有意、「一行単独」、「介護高齢者福祉」、「総合福祉」(**)、は負に有意となっている。人口密度が正に有意である事業は、扶助費中心の事業が多く都市で需要が高いことが推察される。
- 3) ふるさと納税ダミーは、「一行単独」、「総合福祉」で正に有意である。ふるさと納税の受け入れの多い団体は、「総合福祉」および「社保費(総合福祉を除く)」以外の単独事業が高水準であることがうかがえる。
- 4) 枠算定割合は、「一行単独」や「総合福祉」では正に有意であり、一部の単独事業については留保財源の補足機能となり財政支援措置として機能していると推察

される。ただし負に有意なものもあり解釈は課題である。

5) 東京都ダミーは「医療」以外では正に有意となっている。政令市ダミーは「医療」(**)、「子ども子育て」、「社保費」では負に有意となっている。

全国市長会（2018）のアンケート調査では、執行が義務付けられている事務分野の財源措置としていずれの事務でも約2～6割の自治体で何らかの超過負担を感じているとの回答があり、その回答は障害者福祉で最も多く、義務教育、就学前教育、保育所運営がそれに続く結果となっている⁽¹⁸⁾。教育については本稿の対象外だが、障害者福祉および子ども子育てについては留保財源率が正に有意な影響となる本稿の分析結果とも符合している。

(2) 医療および介護高齢者福祉の内訳

さらに社保費のうち、もっともシェアの高い「医療」は項目を類型化し、また上記分析で留保財源率に正の有意な結果がみられなかった「介護高齢者福祉」についても、項目を取り上げて分析を行った（回帰分析結果(2)）。「医療」については、医療費助成、公立病院、医療体制確保、保健所、予防、その他に分けた⁽¹⁹⁾。「介護高齢者

基本統計量(2)

	平均	標準偏差	最小値	最大値
医療うち				
医療費助成（標準財政規模比、%、以下同）	2.03	1.27	0.00	11.73
公立病院	0.73	1.90	0.00	20.32
医療体制確保	0.37	0.78	0.00	11.26
保健所	0.17	0.44	0.00	8.96
予 防	1.56	0.80	0.00	6.54
その他	0.16	0.55	0.00	7.45
介護高齢者福祉うち				
介護保険（標準財政規模比、%、以下同）	1.62	1.87	0.00	11.95
敬老事業	0.09	0.15	0.00	4.24

(注) 団体数は外れ値を除く交付団体1,631団体。

(18) 全国市長会（2018）、p.128。

(19) 医療の分類については文末「（参考）単独ソフトと社保費の対応表および医療の分類」を参照されたい。

福祉」については、そのうち介護保険、敬老事業を扱った⁽²⁰⁾。

医療および介護高齢者福祉については（回帰分析結果(2)）、

- 1) 医療のうち、「医療費助成」と「予防」で留保財源率が正に有意であるほかは、負か有意な影響がみられていない。介護高齢者福祉については、「敬老事業」で留保財源率は正に有意だが、「介護保険」では有意な影響がみられない。
- 2) 人口密度は「医療費助成」、「予防」で正に有意であるが、「介護保険」「敬老事業」は負に有意である。「敬老事業」は人口密度が負に有意で、留保財源率は正に有意となっている。
- 3) 枠算定割合は「医療体制確保」「保健所」「敬老事業」などで正に有意であり、一定の財政支援措置となっていることも推察される。

回帰分析結果(2)では、留保財源率の影響はさまざまであり正に有意のものばかりではない。被説明変数を細分化したことで単独事業の多様性が反映された結果と考えられる。介護高齢者福祉のうち「敬老事業」は留保財源率が正に有意、「介護保険」は有意でなかった。これらの財源措置をみると、「敬老事業」は基準財政需要額への算入のない留保財源対応の事業である。他方、「介護保険」は高齢者保健福祉費の基準財政需要額（市町村分）のうち介護保険費の介護保険事務費および需用費等において需要額算定がなされている。

また医療については、「医療費助成」は留保財源率が正に有意となっている。「医療費助成」は、乳幼児医療費助成に代表されるように基本、基準財政需要額には算入されていない。一方の「予防」は、同じく留保財源率が正に有意であるが、保健衛生費の基準財政需要額（市町村分）の感染症等対策費、母子衛生費において一定の算定が行われている。これは需要額算定はなされていても、需要額を上回る留保財源対応分が生じている可能性などが考えられる⁽²¹⁾。全国市長会報告書で「医療・福祉サービスが将来必要とならないための予防的な措置など健康施策の増進も必要であるが、都市自治体は多くの場合これらに自主財源で対応している」⁽²²⁾ともあり、予防事業が

(20) 介護保険は決算額歳出小区分「54介護保険（事務費充当分以外）（地方単独事業分）」「55介護保険（事務費充当分）（地方単独事業分）」、敬老事業は「67敬老事業（敬老祝金等、敬老の日記念事業等）」。

(21) 通常、基準財政需要額に全額算入されることはないため、いずれの単独事業でも留保財源対応分は生じると想定される。

(22) 全国市長会（2018）、p. 19。

回帰分析結果(2)

	医療費 助成	公立病院	医療体制 確保	保健所	予防	その他	介護保険	敬老事業
留保財源率	0.104*** (13.83)	-0.035** (-2.38)	-0.001 (-0.15)	0.002 (0.68)	0.051*** (11.16)	-0.006 (-1.36)	0.012 (0.80)	0.005*** (4.15)
人口密度	0.007*** (3.96)	-0.003 (-0.77)	-0.002 (-1.40)	-0.001 (-1.31)	0.008*** (7.58)	-0.001 (-0.57)	-0.010*** (-2.79)	-0.001*** (-2.61)
15歳未満人口比率	0.027 (1.37)	-0.108*** (-2.76)	0.022 (1.34)	-0.011 (-1.16)	0.030** (2.45)	0.047*** (4.14)	0.030 (0.78)	0.009*** (2.92)
65歳以上人口比率	-0.020** (-2.37)	-0.015 (-0.88)	0.002 (0.29)	-0.011*** (-2.78)	-0.028*** (-5.50)	0.010** (1.99)	-0.008 (-0.51)	0.002* (1.68)
東京都ダミー	-0.885*** (-4.63)	0.184 (0.49)	0.210 (1.36)	0.131 (1.50)	-0.047 (-0.41)	0.022 (0.20)	0.992*** (2.67)	0.027 (0.92)
ふるさと納税ダミー	-0.015 (-0.05)	1.492** (2.50)	-0.074 (-0.30)	-0.086 (-0.62)	-0.220 (-1.20)	0.072 (0.42)	-0.431 (-0.73)	0.008 (0.18)
政令市ダミー	-0.855*** (-3.65)	0.074 (0.16)	0.065 (0.34)	0.176 (1.64)	-0.437*** (-3.09)	0.140 (1.05)	0.082 (0.18)	-0.009 (-0.26)
町村ダミー	-0.119* (-1.89)	-0.028 (-0.23)	-0.125** (-2.46)	-0.015 (-0.51)	-0.028 (-0.74)	-0.021 (-0.58)	0.107 (0.87)	0.042*** (4.39)
枠算定割合	-0.027** (-2.37)	-0.015 (-0.68)	0.033*** (3.57)	0.029*** (5.49)	0.002 (0.30)	0.017*** (2.68)	0.039* (1.77)	0.006*** (3.43)
定数項	1.373** (2.58)	2.961*** (2.83)	-0.029 (-0.07)	0.492** (2.02)	1.533*** (4.76)	-0.716** (-2.36)	1.211 (1.17)	-0.183** (-2.25)
N	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
r ²	0.433	0.027	0.013	0.028	0.476	0.025	0.014	0.042
r ² _a	0.430	0.021	0.008	0.023	0.474	0.020	0.009	0.037

() は t 値。***は 1% 有意水準、**は 5%、*は 10%。

需要額算入はあっても超過負担等があり財政的負担となっていることも考えられる。

このほか医療のうち「医療体制確保」は留保財源率が有意でない。「医療体制確保」に分類した、歳出小区分「医薬品・ワクチン等の備蓄」「私立病院・診療所（医療体制強化事業等）」「医療人材確保」「救急医療施設運営費等助成」「夜間休日等救急医療体制」「へき地医療」「災害時における医療」「病院内保育所運営」等、同分類の多くの費目で特別交付税措置がとられている。また「公立病院」は財源措置以外にも病院立地の影響なども推察される。

(3) 財政需要がほぼ普遍的とみなされる歳出小区分費目を対象とした分析

ここでは個別の歳出費目に限定して、社保費対象事業のうち多くの団体で実施⁽²³⁾されている費目について、同様の回帰分析を行った。いずれの団体でも普遍的な財政

(23) いずれも 8 割以上の団体で実施。

需要（ニーズ）があるとみられる歳出費目で留保財源率の影響をみるためである。

取り上げたのは、歳出小区別に「交通政策（324, 431）」「地域協働（406）」「民生委員（92）」「社会福祉団体（社会福祉協議会・社会福祉事業団等）運営費補助・負担金（93）」「障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成（事務費も含む）（105, 163）」「予防接種（定期接種、任意接種）（174）」である⁽²⁴⁾。

先に述べたとおり、本統計は歳出小区ごとに根拠法が示されていることも特徴の一つである。それぞれの歳出区分表の根拠法の欄をみると、「交通政策」には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、「地域協働」は住居表示に関する法律、住民基本台帳法、「民生委員」には民生委員法が記載されている。「予防接種」にも、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の記載がある。一方「社会福祉団体運営費補助・負担金」、「障害者医療費助成」に根拠法の記載はない。

分析結果は（回帰分析結果（3））、「社会福祉団体運営費補助・負担金」、「障害者医療費助成」、「予防接種」は留保財源率が正に有意である。「民生委員」も有意（*）との結果となっているが、「交通政策」、「地域協働」は有意でなかった。根拠法の記載のない費目はいずれも正に有意である。

これらの財源措置をみると、「交通政策」は基準財政需要額（市町村分）の包括算定経費（人口）に算入されるものと特別交付税措置で地方運行バス運行経費の8割が措置されるものがある。「地域協働」は、需要額の地域振興費（人口）の地域振興費に、住民活動支援事業費、NPO等の活動の活性化等として算定されるほか、特別交付税において、特定地域づくり事業協同組合の運営安定化支援、特定地域づくり事業協同組合の設立支援、住民組織等（地域運営組織）の経営力強化支援での措置がある。「民生委員」は、県の社会福祉費で需要額算定されるほか、児童委員を兼ねるため児童福祉費にも積算されており、市町村へは県から交付される措置となっている。

他方、「社会福祉団体運営費補助・負担金」については、上記「地域協働」の地域振興費のNPO等の活動の活性化の内数として積算しているものと整理されている。また「障害者医療費助成」、すなわち自己負担分についての助成の財政措置はない。

「予防接種」の定期接種は、需要額の保健衛生費の感染症等対策費に算入されているがA類、B類で措置率が異なるほか、任意接種は算入がない。「予防接種」は法的根拠があり、需要額算入の措置が講じられている。しかし措置率の違いのあることや任

(24) () の数値は、歳出小区分の表番号。

基本統計量(3)

	平均	標準偏差	最小値	最大値
交通政策(標準財政規模比、%、以下同)	0.54	0.62	0.00	5.96
地域協働	0.30	0.44	0.00	9.92
民生委員	0.06	0.06	0.00	1.35
社会福祉団体運営費補助・負担金	0.49	0.50	0.00	6.65
障害者医療費助成	0.77	0.55	0.00	5.77
予防接種(定期接種、任意接種)	0.73	0.42	0.00	3.77

回帰分析結果(3)

	交通政策 (324, 431)	地域協働 (406)	民生委員 (92)	社会福祉団体(社会福祉協議会・社会福祉事業団等)運営費補助・負担金(93)	障害者(心身障害児、精神障害者)医療費助成(事務費も含む) (105, 163)	予防接種(定期接種、任意接種)(174)
留保財源率	0.005 (1.10)	0.004 (1.27)	0.001* (1.68)	0.009*** (2.60)	0.037*** (9.56)	0.025*** (11.43)
人口密度	-0.005*** (-4.43)	-0.001 (-1.00)	-0.000 (-1.10)	-0.002** (-2.01)	-0.001 (-1.21)	0.005*** (8.89)
15歳未満人口比率	-0.006 (-0.49)	0.041*** (4.53)	0.003*** (2.68)	0.026*** (2.78)	-0.017* (-1.65)	0.034*** (5.77)
65歳以上人口比率	0.023*** (4.43)	0.012*** (3.17)	0.002*** (4.50)	0.005 (1.23)	-0.003 (-0.67)	-0.010*** (-4.18)
東京都ダミー	0.155 (1.31)	-0.019 (-0.22)	0.004 (0.33)	0.441*** (4.98)	-0.751*** (-7.65)	-0.219*** (-3.93)
ふるさと納税ダミー	-0.176 (-0.94)	-0.009 (-0.07)	0.024 (1.24)	0.270* (1.91)	-0.097 (-0.62)	0.067 (0.76)
政令市ダミー	0.166 (1.15)	-0.107 (-1.02)	0.006 (0.40)	-0.006 (-0.05)	-0.249** (-2.07)	-0.264*** (-3.87)
町村ダミー	0.014 (0.35)	-0.035 (-1.22)	-0.004 (-0.94)	0.169*** (5.77)	-0.014 (-0.44)	-0.036* (-1.94)
枠算定割合	-0.006 (-0.82)	-0.011** (-2.16)	-0.001 (-1.33)	0.059*** (11.31)	-0.023*** (-4.02)	-0.010*** (-3.13)
定数項	-0.169 (-0.51)	-0.542** (-2.25)	-0.062* (-1.86)	-0.470* (-1.90)	0.795*** (2.91)	0.454*** (2.93)
N	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
r ²	0.096	0.031	0.021	0.206	0.215	0.567
r ² _a	0.091	0.026	0.015	0.202	0.210	0.564

() は t 値。***は1%有意水準、**は5%、*は10%。

意接種は需要額に算入されず、市町村において上乗せ助成、任意接種への助成等が行われていることが、留保財源率が正に有意となる理由として推察される。

このように、市町村でほぼ普遍的に行われている歳出費目についても、留保財源率の影響が異なっており、財源措置に関わりのある可能性も示唆される。また財源措置

がなされたとしても、各団体がさらなる上乘せサービスを実施する場合、あるいはそもそも予算額、それに伴う基準財政需要額自体の水準が低く超過負担が生じる場合などには、留保財源率に応じた団体間格差が生じることも考えられるものとなっている。

むすびにかえて

以上のとおり、本稿では、2017（平成29）年度の地方単独事業（ソフト）決算分調査をもとに地方単独ソフトの実態を分析した。その結果、1）市町村の地方単独ソフト事業は近年緩やかに増加し、社会保障関係の割合が上昇、すなわち単独事業は、いわゆる対人社会サービスが増えていく傾向にある、2）類似団体別には一行単独の目的別歳出のシェアは団体間で異なるものの、いずれも対人社会サービスが最もシェアが高い、3）2017年度決算分調査であることに留意は必要だが、社会保障関係の施策に要する経費の区分に従えば、いずれも（特別区除く）「医療」が多いが都市と町村での違いもみられる、4）性質別シェアでみると扶助費割合は都市部ほど高く町村部ほど低くなっており、公共サービスの供給形態の違いも示唆される。さらに地方単独事業（ソフト）と留保財源率の影響についての分析の結果、留保財源率が正に有意なものとは有意でない事業がみられた。単独事業の性格の多様性、それに伴い財源措置が異なっていることが反映されている可能性を示唆するものと捉えられる。

これらからは、第一に、地方単独ソフトにおいて、いわゆる対人社会サービスの単独事業のシェアが高く重要性が増しているとみられるなかで、事業によっては留保財源率の多寡が影響することが許容されるかどうかの問題となるだろう。

第二に、単独事業が、基準財政需要額への算入、特別交付税で財源措置されることが相応しい場合があったとしても、わが国の地方財政システムにおいては、それを可能とする一般財源総額確保が重要となってくる。また単独事業にどのような財源措置を採用するかは国の決定に委ねられている。この枠組みからは、地方単独ソフトは地方の裁量的事業とのみ位置付けられるものでもない。こうした財源保障システムを前提に、地方自治体が地域のニーズに応じたサービス提供が行えるためには、どのような財源保障のあり方が相応しいのか検討を要する課題である。本稿でもみたとおり単独事業は地域のニーズが一律とはいえない。今後、経済社会構造の変化に伴い、財政需要が複雑化し多様化することも想定される。補助事業の地方負担分とは別に、こうした財政需要についての保障の在り方は、

実態を踏まえながら算定方法も含め考えていくべき課題となつてこよう。

(ほしの なほこ 地方財政審議会委員)

キーワード：地方単独事業（ソフト）／市町村／留保財源／
基準財政需要額／財源保障

【参考文献】

- 安藤道人（2017）「自治体の財政力が地方単独事業費，子どもの医療費助成，就学援助に与える影響：Double-LASSO回帰による分析」『社会保障研究』第1巻第4号、pp. 813-833
- 石原信雄（2016）『新地方財政調整制度論 改訂版』ぎょうせい
- 岡本全勝（1996）『地方交付税 — 仕組と機能』大蔵省印刷局
- 黒田武一郎（2018）『地方交付税を考える — 制度への理解と財政運営の視点』ぎょうせい
- 総務省（2019）「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会 報告書」平成31年3月
- 全国市長会（2018）「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会報告書」
- 地方交付税制度研究会編「令和2年度 地方交付税のあらまし」地方財務協会
- 地方交付税制度研究会編「平成29年度 地方交付税制度解説（単位費用篇）」地方財務協会
- 林正義（2016）「社会保障分野における地方単独事業 — 2013年度決算統計を用いた簡単な分析 —」『地方財政』第55巻第4号、pp. 4-14
- 別所俊一郎（2012）「子育て支援の地域差と地方分権」『経済のプリズム』No. 99、pp. 1-8
- 星野菜穂子（2020）「地方単独事業の統計に係る整理 — 社会保障関係の地方単独事業を中心に」『地方財政』第59巻第7号、pp. 17-35

<参考>単独ソフトと社保費の対応表および医療の分類

ソフト 決算額 小区分		社保 費区 分							
総合福祉									
44		1	公立総合福祉施設（社会福祉センター等）						
92		2	民生委員（民生委員の活動費）						
93		3	社会福祉団体（社会福祉協議会・社会福祉事業団等）運営費補助・負担金						
41		4	社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金						
95		5	社会福祉事業指導（福祉活動指導員・専門員設置事業等含む）						
45		6	福祉人材確保						
97		7	福祉ボランティア活動推進						
98		8	私立社会福祉施設補助（各分野に計上するものを除く。）						
86		9	その他の総合福祉関係サービス（福祉計画策定事業等）						
324			交通政策（地域公共交通対策等）						
406			地域協働（自治会、NPO等活動支援）						
医療									
99	国保	10	国民健康保険（保険基盤安定制度（保険料軽減分））						
100	国保	11	国民健康保険（都道府県国保財政調整交付金）						
101	国保	12	国民健康保険（国保財政安定化支援事業）						
102	国保	13	国民健康保険（地方単独事業分（事務費充当分以外））						
103	国保	14	国民健康保険（地方単独事業分（事務費充当分））						
46	国保	15	後期高齢者医療制度（保険基盤安定制度（保険料軽減分））						
47	国保	16	後期高齢者医療制度（事務費充当分以外）（地方単独事業分）						
48	国保	17	後期高齢者医療制度（事務費充当分）（地方単独事業分）						
1	医療費助成	22	乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）						
2	医療費助成	23	乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）						
3	医療費助成	24	妊産婦・専婦等医療費助成						
4	医療費助成	25	母子（父子）家庭医療費助成						
105	医療費助成	26	障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成（事務費も含む）						
49	医療費助成	27	老人医療費助成						
107	医療費助成	28	難病医療費助成（特定疾病治療調査研究・地方単独分）						
108	医療費助成	29	難病医療費助成（特定疾病治療調査研究・超過負担分）						
109	医療費助成	30	小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾病治療調査研究・地方単独分）						
110	医療費助成	31	小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾病治療調査研究・超過負担分）						
169	医療費助成	32	不妊治療費助成（地方単独事業分）						
182	公立病院	47	公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）						
183	公立病院	48	公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（公営企業会計繰出分）						
184	医療体制確保	49	私立病院・診療所（医療体制強化事業等）						
185	医療体制確保	51	A E D（自動体外式除細動器）の設置・管理、高度医療機器の整備促進等						
186	医療体制確保	52	都道府県ナースセンター						
187	医療体制確保	53	医療人材（医師・看護師・保健師等）確保（看護師等養成所含む）						
188	医療体制確保	54	救急医療施設運営費等助成						
189	医療体制確保	55	夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制、在宅当番医制等）運営費補助（1・2次救急）						
190	医療体制確保	56	周産期救急医療・精神科救急医療等 特殊救急医療運営費等補助						
5	医療体制確保	57	小児医療（小児救急医療含む）						
191	医療体制確保	58	へき地医療						
192	医療体制確保	59	災害時における医療						
220	医療体制確保	60	その他の地域医療確保（歯科休日救急診療所運営費補助等）						
193	医療体制確保	61	病院内保育所運営						
197	医療体制確保	66	臓器移植対策						
198	医療体制確保	67	輸血用血液の安定確保、献血推進事業等						
52	医療体制確保	68	医療安全支援						
232	医療体制確保	69	医薬品等安全（選考指導等）						
53	医療体制確保	70	医薬品・ワクチン等の備蓄						
200	医療体制確保	71	医療関係団体補助（県総合健診センター会費等）						
225	保健所施設	18	保健所（運営事業）						
157	保健所施設	19	市町村保健センター（運営事業費等）						
158	保健所施設	20	口腔保健センター						
222	保健所施設	21	その他の医療・保健施設サービス						
171	予防	34	乳幼児健康診査						
172	予防	35	妊産婦健康診査（地方単独事業分）						
173	予防	36	新生児マス・スクリーニング検査						
221	予防	37	その他の母子保健（地方単独事業分）（母子保健訪問指導事業等）						
174	予防	38	予防接種（定期接種、任意接種）						
175	予防	39	健康被害給付						
224	予防	40	結核対策（健康診断等）						
176	予防	41	がん対策（医療費助成、がん登録等）（がん検診を除く）						
177	予防	42	がん検診（地方単独事業分）						
178	予防	43	肝炎対策						
179	予防	44	成人健康診査・生活習慣病対策（健康検査事業）						
50	予防	45	後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等）（地方単独事業分）						
181	予防	46	歯科保健・口腔衛生（歯周疾患検診等）						
194	予防	62	新型インフルエンザ対策（地方単独事業分）						
237	予防	63	新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成（地方単独事業分）						
111	予防	64	感染症予防（狂犬病・狂牛病予防対策、エイズ対策等）						
196	予防	65	住民健康増進（高齢者含む）						
170	予防	33	ハンセン病患者支援						
51	予防	50	鍼灸・あん摩費等助成						
223	その他	72	その他の医療・保健関係サービス						

介護高齢者福祉									
54		73	介護保険（事務費充当分以外）（地方単独事業分）						
55		74	介護保険（事務費充当分）（地方単独事業分）						
56		75	公立介護老人ホーム等（老人保護措置費）						
57		76	公立老人福祉施設（老人保護措置費除く）						
58		77	高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）						
59		78	老人憩の家（運営経費・指定管理料等）						
60		79	地域包括支援センター						
84		80	その他の公立介護・高齢者福祉施設サービス						
61		81	介護サービス利用者負担助成（介護保険利用者負担軽減事業等）						
62		82	介護老人ホーム等入所負担軽減						
63		83	高齢者等の安否確認・見守り（独居高齢者等の安否確認・巡回訪問等）						
64		84	老人日常生活用具、介護用品等支給（緊急通報装置含む）						
65		85	高齢者世帯居住安定						
66		86	高齢者移動支援（交通費助成、敬老バス等）						
67		87	敬老事業（敬老祝金等、敬老の日記念事業等）						
68		88	私立介護老人ホーム等（老人保護措置費）						
69		89	私立老人福祉施設（老人保護措置費除く）						
70		90	介護実習・普及センター						
71		91	介護サービス事業者指導・情報提供						
72		92	介護人材確保・養成（地方単独事業分）						
73		93	高齢者、要介護者等への給付（介護者への手当金等の給付を含む）						
74		94	高齢者日常生活支援（在宅生活支援、各種相談）						
75		95	高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業（明るい長寿社会づくり推進事業）（高齢者文化活動等）						
76		96	介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）						
77		97	在宅医療・訪問看護推進						
78		98	高齢者虐待防止						
79		99	認知症高齢者支援						
80		100	高齢者就業対策（シルバー人材センター含む）						
81		101	老人クラブ活動費（活動費助成）						
82		102	介護・高齢者福祉関係団体補助						
85		103	その他の介護・高齢者福祉関係サービス（緊急通報システム設置事業費等）						
子ども子育て									
6		104	児童相談所・一時保護施設						
7		105	公立保育所（地方単独事業分）（運営事業費）						
385		106	公立幼稚園（地方単独事業分）						
8		107	公立認定こども園（地方単独事業分）						
9		108	公立児童厚生施設（児童館、児童遊園等）						
10		109	公立児童福祉施設（保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等）						
11		110	公立子育て支援施設（在宅育児家庭相談室事業費等）						
12		111	公立子ども若者支援施設（青少年センター等）						
13		112	知的障害児施設等（療育センター等含む）						
115		113	児童デイサービス施設						
42		114	その他の子ども・子育て施設サービス（日々雇用職員関係等）						
14		115	子どもに対する現金給付（母子・父子・遺児等含む）（児童手当・児童扶養手当の超過負担分等）						
15		116	障害児に対する現金給付						
16		117	子ども手当（職員分）						
17		118	出産祝い金						
18		119	保育料等軽減						
349		120	幼稚園就園奨励費助成（地方単独事業分）						
350		121	幼稚園就園奨励費助成（超過負担分）						
370		122	障害保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）						
19		123	放課後児童クラブ等利用者負担助成						
20		124	私立保育所（地方単独事業分）						
21		125	認可外保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業等（待機児童解消含む）						
353		126	私立幼稚園（地方単独事業分）						
22		127	私立認定こども園（地方単独事業分）						
23		128	私立児童厚生施設（児童館、児童遊園等）						
24		129	私立児童福祉施設（保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等）						
25		130	私立子ども若者支援施設（青少年センター等）						
26		131	病児・病後児保育事業						
27		132	放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後子ども教室等）（地方単独事業分）						
28		133	児童委員						
29		134	里親支援						
30		135	母子家庭等支援（母子生活支援施設運営費負担等）						
31		136	児童虐待防止						
32		137	地域療養・居宅介護等障害児支援（重度障害児対応含む）						
33		138	子育て支援（一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等）（地方単独事業分）						
34		139	子どもの発達相談・支援（育児教室臨床心理指導委託料等）						
36		140	結婚相談						
352		141	障害児教育等幼児教育支援						
35		142	子ども・若者（青少年）育成支援（青少年補導センター活動費等）						
37		143	子ども・子育て関係団体補助						
43		144	その他の子ども・子育て関係サービス（子育て安心ステーション運営費等）						

障害者福祉							
118		145	公立障害者施設（障害者自立支援施設、リハビリテーションセンター等）				
38		146	公立精神保健福祉施設				
119		147	公立精神障害者社会復帰施設				
147		148	その他の障害者福祉施設サービス（障害者総合支援関係日々雇用職員関係）				
120		149	障害者（障害見除く）に対する手当（介護者に対する手当を含む）				
121		150	障害者施設利用者負担軽減（福祉ホーム利用費補助等）				
122		151	障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等助成				
123		152	障害の判定、手帳の交付等				
124		153	交通費・燃料代助成（障害者のための運賃助成事業等）				
125		154	障害者相談事業（障害者やその家族のための総合相談事業等）				
126		155	障害者日常生活用具、介護用品等支給（日常生活品や各種介護用品の支給・貸与・購入補助等）				
127		156	私立障害者施設				
128		157	私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設				
204		157	私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設				
129		158	障害者福祉関係団体補助（市身体障害者連合会補助等）				
130		159	小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成				
131		160	障害者就労促進（事業者への助成含む）				
205		161	精神障害者支援（社会適応訓練事業等）				
206		162	精神保健福祉相談・こころの健康づくり（自殺対策）等				
132		163	権利擁護推進（成年後見制度普及事業等）				
133		164	障害者福祉関係団体補助（市身体障害者連合会補助等）				
39		165	障害者扶養共済事業（掛金の助成を含む）（地方単独事業分）				
148		166	その他の障害者福祉関係サービス（身体障害者福祉電話設置事業等）				
就労促進							
247		167	職業能力開発校・公立職業訓練校等（地方単独事業分）				
248		168	公立労働福祉施設・労働センター等				
249		169	ジョブカフェ、就職相談支援センター等				
250		170	その他の就労促進施設サービス				
244		171	若年者就労支援（私立施設含む）				
245		172	地域若者サポートステーション				
246		173	就労促進関係団体補助				
251		174	その他の就労促進関係サービス				
貧困格差等							
87		175	福祉事務所				
40		176	婦人相談所、婦人保護施設				
88		177	公立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設）				
137		178	公立隣保館（隣保館管理運営費等）				
149		179	その他の社会福祉施設サービス				
83		180	外国籍住民等福祉給付金助成				
138		181	ホームレス自立支援				
89		182	生活保護関係事業（法外扶助、超過負担含む）（地方単独事業分）				
139		183	低所得者・生活困窮者等に対する給付・公共料金の軽減、福祉灯油助成等				
90		184	私立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設）				
140		185	私立隣保館				
145		186	行旅病人及び死亡人取扱				
141		187	女性保護に要する事業（DV対策事業等）				
142		188	遺族等援護（中国残留邦人、戦傷病者等含む）				
143		189	交通災害共済				
144		190	国民年金関係事業（納付相談等）（地方単独事業分）				
207		191	原子爆弾被爆者支援（地方単独事業分）				
150		192	その他の社会福祉関係サービス				